

令和2年度 地域福祉貢献事業起業助成金 募集要項

応募期間 令和2年10月1日(木)から令和2年11月2日(月)
(郵送の場合、当日消印有効)

多摩区社会福祉協議会では、多摩区内において福祉
（「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ）を目指した
活動をする団体を支援することを通し、よりよい地域
づくりを目指し、助成金事業をはじめます。

川崎市多摩区社会福祉協議会

令和2年度 地域福祉貢献事業起業助成金 募集要項

川崎市多摩区社会福祉協議会

1 助成の目的

多摩区内において地域福祉の増進に寄与するものと認められる事業を起業する団体・グループに対し、更なる事業の拡充と社会福祉協議会との連携を図るため、予算の範囲内において助成金を交付いたします。

2 助成の対象

以下の要件に該当する団体・事業が対象となります。

(1) 対象団体

多摩区内で地域福祉に関する活動をしている団体

(これから活動しようとする団体も含む)

※1 団体等 1 回のみを対象とし、同一法人・団体、グループからの重複申請は認められない。

(2) 対象事業

多摩区内の地域福祉の増進に寄与するものと認められる事業とし、つぎに掲げる各号にすべて該当していることを要件といたします。

- ① 自発的な事業で公益性が高く、広く区民に利用や参加の機会が設けられていること。
- ② 事業の内容・実施方法が具体的であること。
- ③ 他の団体・グループへの広がりや事業の継続性に期待が持てること。
- ④ 事業実施前で、申請年度から翌年度内までに実施することが明示されていること。(ただし、申請時で実施後1年未満であれば可。)
- ⑤ 行政や第三者からの委託事業ではないこと。
- ⑥ 宗教活動、政治的活動、営利を目的とした事業ではないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)に規定する暴力団ではないこと。また、暴力団員が関与する組織ではないこと。

3 助成金額 50,000円(上限)

4 申請方法

所定の申請書(本会ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入の上、次に記載する書類を添付の上、郵送もしくは窓口持参にて期日内に申請してください。

※ 窓口受付については平日9時～16時となります。

※ 多摩区社会福祉協議会ホームページ <http://www.tamaku-shakyo.jp/>

※ 申請書類

- (1) 地域福祉貢献事業起業助成金申請書(様式第1号)
- (2) 申請団体・グループ概要書(様式第2号)
- (3) 申請事業計画書・予算書(様式第3号)
- (4) 団体の活動を証する資料
(定款・会則・規約・前年度事業報告書・前年度決算書・今年度予算書・申請する事業に係る資料等)

5 申請期間

令和2年10月1日(木)から令和2年11月2日(月) (郵送の場合、当日消印有効)
なお、申請期間以降の申込は一切受付いたしません。

6 選考及び結果

申請の内容について審査ののち、地域福祉貢献事業起業助成金の申請に係わる決定通知書(様式第4号)結果を12月中旬頃に申請団体へ通知いたします。

7 提出・問い合わせ先

〒214-0014 川崎市多摩区登戸1891 第3井出ビル3階福祉パルたま内
川崎市多摩区社会福祉協議会 地域課あて
TEL 044-935-5500 Fax044-911-8119
ホームページ <http://www.tamaku-shakyo.jp/>